

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月一日から適用する。ただし、同年十一月三十日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年十一月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分021に次のように加える。

㊸ 抗菌型 9,930円

別表Ⅱ区分100を次のように改める。

100 合成吸収性癒着防止材

㊹ シート型 1 cm²当たり171円

㊺ スプレー型 1 mL当たり7,130円

別表Ⅸ②の表057②①ウの項の次に次のように加える。

100 合成吸収性癒着防止材	平成28年12月1日から	7,300円
㊺ スプレー型	平成30年3月31日まで	

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

（承認番号）

22800BZX00234000